

「災害弱者」について考える

「**災害弱者**(さいがいじゃくしゃ)」とは、災害時、自力での避難が通常の者より難しく、避難行動に支援を要する人々を指します。具体的には、視覚・聴覚障害者、肢体不自由者、乳幼児、高齢者、傷病者・入院患者、妊産婦などの自力避難が困難な人が対象となります。また、短期滞在の外国人やその場所の地理に疎い旅行者も対象となります。

「**災害弱者**」は1991年の防災白書で初めて使用された言葉です。ひと昔前は拡大家族(3世代以上が共に暮らす家族)が多く、地域コミュニティによる相互救助も確立しており、災害時の災害弱者問題はさほど顕在化していませんでしたが、昨今の核家族化や地域コミュニティの希薄化はおのずと地域防災機能を低下させ、災害弱者問題が顕在化されました。

災害対策基本法では、災害弱者の個々の事情を踏まえた「個別避難計画」の作成を自治体の努力義務としています。災害時に誰が支援し、どこへ避難するのかを事前に確認しておくのが目的です。しかしながら、個人情報ということもあり、計画作成を終えた自治体は全体の9%にとどまっています。

このような現状を補うためにも、地域で開催される防災イベントに積極的に参加し、住民同士の交流を深め、災害時には「**災害弱者**」の方へ支援し、また、支援してもらえるような関係性を築いていきましょう。

〈防災士 荻野勝也〉